

兵庫県公報

令和3年7月2日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	1

公布された法令のあらまし

◎クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第36号）

クリーニング業法施行規則の一部改正により、クリーニング師免許証に旧姓又は外国人の通称名を併記することが可能とされることに伴い、当該併記を希望する者の免許申請の手續等について必要な事項を定めることとした。

規 則

クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第36号

クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則

クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「申請書」の右に「(次項及び第3項において「申請書」という。)」を加え、同条第2項中「クリーニング師の免許を受けようとする者」を「申請者」に、「は、その者の」を「には、その」に改め、「書類の写し」の右に「。第12条第2項において「住民票の写し」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、申請者がその免許証に申請者の住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称（以下「通称名」という。）の併記を希望するときは、これらの書類は、当該併記を希望する通称名を確認することができるものでなければならない。

第10条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第4条の規定によりクリーニング師の免許の申請をしようとする者（以下この項及び次項において「申請者」という。）がその免許証に申請者の住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏（以下「旧姓」という。）の併記を希望する場合には、省令第4条の規定により申請書に添付する同条第1号に掲げる書類は、当該併記を希望する旧姓を確認することができるものでなければならない。

第12条第1項中「する者」の右に「(次項及び第3項において「申請者」という。)」を加え、同条第2項中「申請書」の右に「(次項において「申請書」という。)」を加え、「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「戸籍の謄本又は抄本」に、「クリーニング師の免許証の訂正の申請をしようとする者」を「申請者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、申請者がその免許証に申請者の旧姓又は通称名の併記を希望するときは、同項の規定により申請書に添付する書類は、当該併記を希望する旧姓又は通称名を確認することができるものでなければならない。

様式第9号中

「氏名.....
年 月 日生」

を

「氏名.....

年 月 日生
電 話.....
電子メール.....」

に、

「業務を行おうとする場所」

を

「1 業務を行おうとする場所

2 旧姓又は通称名の併記

(1) 旧姓の併記を希望する・通称名の併記を希望する

(2) 併記を希望する旧姓又は通称名)

に改め、同様式添付書類中「書類)」の右に「。なお、旧姓又は通称名の併記を希望する場合には、当該併記を希望する旧姓又は通称名を確認することができるものでなければなりません。」を加え、同様式に注として次のように加える。

注 旧姓又は通称名の併記を希望する場合には、2(1)の欄の該当するものを○で囲み、2(2)の欄に当該併記を希望する旧姓又は通称名を記載してください。

様式第11号中

「氏 名.....
年 月 日生」

を

「氏 名.....
年 月 日生

電 話.....
電子メール.....」

に、

「

登 録	年 月 日	第 号
変 更	年 月 日	

を

「

旧姓又は通称名の併記		
1 旧姓の併記を希望する・通称名の併記を希望する・旧姓又は通称名の削除を希望する		
2 併記を希望する旧姓又は通称名 (旧旧姓又は旧通称名)		
登録年月日及び登録番号	年 月 日	第 号
変更年月日	年 月 日	

に改め、同様式添付書類2中「書類)」の右に「。なお、旧姓又は通称名の併記を希望する場合には、当該併記を希望する旧姓又は通称名を確認することができるものでなければなりません。」を加え、同様式に注として次のように加える。

注 旧姓又は通称名の併記1の欄は、旧姓又は通称名の併記又は削除を希望する場合に該当するものを○で

囲み、旧姓又は通称名の併記2の欄は、旧姓又は通称名の併記を希望する場合に当該併記を希望する旧姓又は通称名を記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のクリーニング業の届出手続等を定める規則様式第9号及び様式第11号の規定による申請書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のクリーニング業の届出手続等を定める規則様式第9号及び様式第11号の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。